

法律の対象となる容器包装、それとも対象外？

一般的に「容器」とはものを入れるもの、「包装」とはものを包むものです。容器包装リサイクル法の対象となる「特定容器包装」とは、商品に用いられる容器および包装で、商品が使われたり、商品と分離された場合に不要になるものをいい

ます。なお、再商品化義務が生じる特定容器包装は、一般消費者向けに販売され、市町村によって分別収集されるものです。業務用に販売され、事業所等から排出されるものは法律の対象外です。

容器包装

特定容器包装

食品容器包装

スチール製容器、アルミ製容器、ペットボトル、ガラス製容器、段ボール、飲料用紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装

- 飲料（清涼飲料、炭酸飲料、茶飲料、アルコール飲料）用のスチール缶、アルミ缶、ペットボトル、ガラスびん、紙パック
- しょうゆ用のペットボトル、ガラスびん、紙パック
- 調味料用のスチール缶、ガラスびん、紙パック、プラスチックボトル
- 食品用の紙製トレイ、発泡スチロール製トレイ、発泡スチロール製カップ 等



非食品容器包装

- 台所洗剤の容器
- 医薬品のプリスターパック
- 塗料缶
- 化粧品容器
- 段ボール
- コピー機のトナー

特定容器包装でないもの

容器包装が商品

- ボリハケツ
- ラップ類
- 紙コップ、紙皿

「容器」又は「包装」に該当するか（物を入れ、又は包むもの）

① 容器の栓、ふた、キャップ、中ぶた、シール状のふた等（通常、他の部分と一体となって、商品を守る機能を有する）

- PETボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
- 金属缶のタブ（飲み口部分のもの）、缶詰のタブ（口全体のもの）
- デコレーションケーキの箱のふた、贈答用紙箱の上ぶた
- カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリン等のふた
- 食パン等の袋の口を留めるための留め具
- チューブ入り調味料の口のシール
- 紙パックストロー挿入口のシール



- 名刺ケースのふた
- エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
- 住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式のノズル）部分
- 液状化粧品ボトルの中ぶた

② 中仕切り、台紙等（通常、他の部分と一体となって、商品を守る又は固定する機能を有する）

- 菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底、合紙
- パック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
- 缶ビール6缶を束ねるケーシング（プラスチック製器具）
- 食品トレイとともに用いられる吸水シート
- バター等の表面を覆った紙製フィルム
- コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルム



- クレヨンケースの中敷
- 消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
- 容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙

③ 発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等（他の部分との一体性や商品を守る又は固定するための機能の有無等に応じて判断）

- シート状であって、商品全体を包むものに要する最低面積の1/2を超えているもの（「物を含むもの」として解される。）
- 果物等に用いられるネット状のもの（「物を入れ、又は包むもの」として解される。ネット状の包装については、ネットの空間部分を含む面積を当該包装の面積とする。）



① 物を入れても包んでもいないもの

- 焼き鳥の串、アイスキャンデーの棒
- ラップフィルムの芯、トイレトペーパーの芯
- 野菜の結束用テープ、靴下の帯状ラベル
- 飲料用ストロー
- 弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- のし紙（包装紙と兼用のものは該当。）
- ラベル（飲料等に付されているシュリンクラベル（商品名等を表示している筒巻き）は該当）、ステッカー、シール（キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む）、テープ類（包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当。）

② 他の部分と物理的に分離されており、他の部分と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているとは解されないもの

- にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチックフィルム）

③ 商品が抜かれるとバラバラになってしまい、ダンボール箱等と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成しているとは解されないもの

- 比較的小型の発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等で、多数ダンボール箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの

「商品の容器及び包装」に該当するか（中身が「商品」であるか）

① 中身が商品（の一部）であるもの

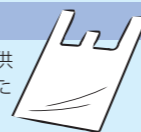
- 飲料パックのストローの吹袋
- 弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭の袋



- 能書、説明書、保証書の袋

② 中身の商品と一体性を有するもの

- 中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋や紙袋等（その販売する商品を入れるために有償で提供するレジ袋や紙袋等も該当）



① 中身が商品（の一部）でないもの

- 手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- 景品、賞品、試供品（表示等により明確に通常の商品と分けられるもの）を入れている、又は包んでいる「容器」又は「包装」
- クリーニングの袋
- 宅配便の「容器」又は「包装」（通信販売において使用される「容器」又は「包装」は該当）
- ビデオ、CDのレンタルの際に使用される袋

② 中身の商品と一体性を有しないもの

- かばん、マイバッグ（買い物かごの形状のものを含む。同時に販売する商品を入れるためだけでなく、その容器又は包装の購入者が別に用意したものや別に購入する商品を入れるためのもの）

「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか（商品を使い、商品（中身）と分離した場合、「容器」又は「包装」が不要になるか）

① 通常、商品が費消された場合に不要になるもの

- 飲料、納豆、プリン、ヨーグルト等のマルチパック
- キャラクターの絵が描かれたガラスびん等の容器



- ポケットティッシュの個袋
- 病院外の薬局で処方される薬袋
- 口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリーム入れ物
- キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- 目薬の携帯ケース

② 通常、商品と分離された場合に不要となるもの

- 靴の空箱
- 家電製品等の空箱

① 通常、商品の一部であるため費消又は分離されることが想定されないもの

- ボールペンの軸
- 日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル
- 紅茶等のティーバッグ
- 薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- 洗剤等に添付されている計量カップ

② 通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの

- コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース
- 楽器、カメラ等のケース
- テニスラケットのケース

③ 通常、保管時の安全や品質保持等に支障を来すため分離しても不要にならないもの

- 書籍の外カバー
- 着物ケース
- ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- 小型家電製品等（シェーバー、ドライヤー等）の収納ケース

注1) 容器包装が商品である紙コップ等であっても、事業者がジュース等を詰めて販売した場合は、再商品化義務が生じます。
注2) セロハン、竹、木及び紙：アルミ：プラ（重量比3：6：1）3層構造の容器包装材（アルミが主素材）は特定容器包装にはあたりません。